

75歳以上の方へ

長寿医療制度(後期高齢者医療制度)のお知らせ

保険料が年金天引きされない方(納付書で納めていただく方)は口座振替が便利です!!

制度改正で年金天引きから納付書で納めていただく方法に変更となった方などは、口座振替が便利です。口座振替をご希望の方は新たに手続きが必要ですので、町民税務課へ問合せてください。

社会保険等の加入者本人・被扶養者であった皆さん
原則、10月から年金天引きが始まります!

★社会保険等の加入者本人であった方

保険料の納め方	7月から9月まで 納付書 10月から 年金天引き ※一部納付書の方もいます。
平成20年度の保険料額	平成19年中の所得を基に算出

★社会保険等の被扶養者であった方

保険料の納め方	10月から 年金天引き ※一部納付書の方もいます。
平成20年度の保険料額	2,100円(年額) ※今年度は、保険料が軽減されています。

※保険料が年金天引きされる場合は、その年金受給者に社会保険料控除が適用されます。

口座振替ができるようになりました!
納め方を変更したい方は、申請してください。

保険料は、原則として年金天引きにより納めていただくこととなりますが、次のいずれかの要件を満たす場合は、保険料の納め方を年金天引きから口座振替に変更することができます。変更の申請は、町民税務課で受付けています。

◎これまで国民健康保険税を
確実に納めていた方

過去2年間、
納め忘れナシ



本人の口座から口座振替

◎年金収入が180万円未満の方で、世帯主や配偶者が保険料を支払ってくれる方

本人に代わって納付



世帯主や配偶者の口座から口座振替

※口座振替で納めていただく場合は、振替をする口座名義人に社会保険料控除が適用され、世帯としての所得税および個人住民税の負担が少なくなることがあります。

■問合せ 町民税務課 ☎ 47・8015 福井県後期高齢者医療広域連合 TEL 0776-54-6330

秋の粗大ゴミ収集

■問合せ 保健福祉課 ☎ 47・8007
今庄・福祉推進G ☎ 45・8001
河野・福祉推進G ☎ 48・7704

収集は、地区ごとに日時と場所が決められています。自分のお住まいの地区の決められた日時に出してください。粗大ゴミの収集日程、収集できるもの、収集できないものの種類は、『町民カレンダー10月』の裏面に掲載しています。

注意

- ※収集できるものを決められた方法で、決められた時間に出してください。
- ※受け入れできないものを持参された場合は、持ち帰ってまいります。
- ※指定時間以外のゴミの受け入れはできません。
- ※判断しにくいものは、事前に問合せください。
- ※お住まいの地区以外の収集場所へは出さないようお願いします。

